

復旧・復興技術支援職員確保システムに関する要綱

目次

第1章 総則

第2章 復旧・復興技術支援職員確保システムの基本的な事項

第3章 平常時における復旧・復興技術支援職員確保システムに係る対応等

第4章 被災地方公共団体が行う復旧・復興事業を支援するための技術支援職員の派遣

第5章 その他

別表

別記

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、大規模災害からの復旧・復興を円滑に進めるため、全国の地方公共団体の人的資源を効果的に活用して被災地方公共団体を支援するための全国一元的な技術職員の中長期の応援派遣の仕組みである復旧・復興技術支援職員確保システム(以下「システム」という。)について基本的な事項を定めるとともに、その運用に当たり関係機関と総務省とが協力して実施する事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、関係法令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 技術職員とは、地方公共団体の職員のうち、土木技師、建築技師、農業土木技師及び林業技師をいう。
- (2) 技術支援職員とは、被災地方公共団体の復旧・復興事業を支援するために、システムに基づいて派遣される技術職員をいう。
- (3) 中長期派遣可能な技術職員数とは、大規模災害が発生し、応援職員の派遣について協力の依頼があった場合に、システムに基づいて派遣することが可能な技術職員の総数及び職種別の数をいう。
- (4) 特定大規模災害とは、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、被災地方公共団体の当該災害に係る復旧・復興事業の円滑な実施のために技術支援職員を派遣することが特に必要と認められ、第10条第1項の規定により指定された大規模災害をいう。
- (5) 地域ブロックとは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第1条に定めるブロックをいう。ただし、中国ブロック及び四国ブロックについては、合わせて一の地域ブロックとする。
- (6) 地域ブロック幹事都道府県とは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第4条第1項に定める幹事県等をいう。ただし、中国・四国ブロックについては、中国ブロック又は四国ブロックの幹事県等のうちいずれか一の幹事県等とする。
- (7) 地域ブロック内の地方公共団体とは、別表に定める地域ブロック内の都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村をいう。
- (8) 被災都道府県内の地方公共団体とは、被災市区町村を包括する被災都道府県及び当該被災都道府県の区域内の市区町村(被災市区町村を除く。)をいう。
- (9) 関係団体とは、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会をいう。
- (10) 関係機関とは、関係団体及び地方公共団体をいう。
- (11) 関係都道府県とは、被災地域ブロック幹事都道府県及び被災都道府県をいう。

第2章 復旧・復興技術支援職員確保システムの基本的な事項

(基本原則)

第3条 この要綱は、システムが大規模災害からの復旧・復興を円滑に進めるため、全国の地方公共団体の人的資源を効果的に活用して被災地方公共団体を支援することを趣旨として、全国一元的な技術職員の中長期の応援派遣の仕組みとして創設された制度であることを踏まえ、適切に運用されなければならない。

(基本的な事項)

第4条 システムの基本的な事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) システムは、地方公共団体の相互の協力によることを旨とするものであること。
- (2) システムは、地方公共団体間の災害時相互応援協定等を妨げるものではないこと。
- (3) 技術支援職員の派遣の形態は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17による職員派遣を基本とするものであること。
- (4) 技術支援職員の派遣の目的は、特定大規模災害に係る復旧・復興事業について、被災地方公共団体の長の指揮の下、発注関係事務その他その実施に必要な事務に携わるものであること。

(関係機関の連携)

第5条 関係機関及び総務省は、システムに基づく技術支援職員の派遣が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡調整を行うものとする。

第3章 平常時における復旧・復興技術支援職員確保システムに係る対応等

(中長期派遣可能な技術職員数の報告)

第6条 都道府県及び市区町村（次項において「都道府県等」という。）は、毎年度、総務省に対し、4月1日現在における中長期派遣可能な技術職員数を報告するものとする。ただし、中長期派遣可能な技術職員数が零の市区町村にあつては、この限りでない。

2 前項の規定による報告をした都道府県等は、次の各号に掲げる事由により、中長期派遣可能な技術職員数に異動が生じた場合には、遅滞なく、その異動後の中長期派遣可能な技術職員数その他必要な事項を総務省に対し報告するものとする。

(1) システムに基づく技術支援職員の派遣

(2) 被災地方公共団体において、技術支援職員の派遣を受ける必要がなくなったと判断されたことによる、派遣期間の途中での技術支援職員の派遣終了（終了の日が年度末である場合を除く。）

(3) 技術支援職員を派遣した地方公共団体が、別の特定大規模災害その他の著しく異常かつ激甚な非常災害の被災地方公共団体となり、当該災害に係る復旧・復興事業その他の業務のために技術支援職員を復帰させる必要が生じたことによる、派遣期間の途中での技術支援職員の派遣終了（終了の日が年度末である場合を除く。）

(4) 前号のほか、特定大規模災害その他の著しく異常かつ激甚な非常災害の被災地方公共団体となったことその他特にやむを得ない事由

3 第1項の報告は別記様式1により、前項の報告は別記様式2により行うものとし、市区町村による報告は、当該市区町村を包括する都道府県を経由して行うものとする。

(中長期派遣可能な技術職員数等の共有)

第7条 総務省は、前条第1項及び第2項の規定により報告された中長期派遣可能な技術職員数を、関係団体及び地域ブロック幹事都道府県と共有するものとする。

第4章 被災地方公共団体が行う復旧・復興事業を支援するための技術支援職員の派遣

(被災都道府県による応援職員のニーズ等の把握)

第8条 被災都道府県は、当該被災都道府県内の被災地方公共団体における次の各号に掲げる応援職員のニーズ等を把握するものとする。

- (1) 復旧・復興事業を支援するための応援職員の派遣の必要性
- (2) 前号について応援職員の派遣が必要なときはその派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な情報

2 被災都道府県は、総務省及び被災地域ブロック幹事都道府県に対し、前項の規定により把握した情報を提供するとともに、把握したニーズ等に対し当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災地方公共団体において完結して復旧・復興事業を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、その旨を併せて連絡するものとする。

(復旧・復興技術支援職員確保調整本部の設置)

第9条 総務省は、得られた情報を基に、関係団体と協議の上必要と判断した場合には、技術支援職員の派遣に関し、必要な情報の収集及び共有並びに総合的な調整及び意思決定を行うため、総務省及び関係団体で構成する復旧・復興技術支援職員確保調整本部（以下「確保調整本部」という。）を設置するものとする。

- 2 確保調整本部に事務局を置き、事務局の事務は総務省が行うものとする。
- 3 確保調整本部は、確保調整本部が設置された場合には、関係都道府県及び関係団体を通じて地方公共団体に対し、その旨を連絡するものとする。
- 4 第1項の規定による情報の収集及び共有並びに総合的な調整は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとし、必要に応じて会議の開催により行うものとする。
- 5 確保調整本部は、応援職員の派遣の要請、派遣の状況等を踏まえ、第1項の規定による総合的な調整を行う必要がなくなったと判断した場合には、確保調整本部を廃止するものとする。

(特定大規模災害の指定)

第10条 確保調整本部は、大規模災害が、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、被災地方公共団体の当該災害に係る復旧・復興事業の円滑な実施のために技術支援職員を派遣することが特に必要と認める場合には、当該大規模災害を特定大規模災害として指定するものとする。

- 2 前項の指定は、第8条第2項の規定による情報の提供及び連絡により得られた情報のほか、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の特定非常災害及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第2条第9号の非常災害の指定の状況を勘案して行うものとする。
- 3 確保調整本部は、第1項の規定による指定を行った場合には、関係都道府県及び関係団体を通じて地方公共団体に対し、その旨を連絡するものとする。

(被災都道府県内の地方公共団体による技術支援職員の派遣に係る支援団体等の決定)

第11条 被災都道府県は、当該被災都道府県内の被災市区町村において完結して特定大規模災害に係る復旧・復興事業を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、確保調整本部の意思決定に際して、中長期派遣可能な技術職員数を基に、当該被災都道府県内の地方公共団体による技術支援職員の派遣について、技術支援職員を派遣する地方公共団体(以下「支援団体」という。)並びに当該支援団体ごとの派遣先市区町村及び派遣先市区町村別の派遣人数(職種別の人数を含む。第4項において同じ。)の案(次項及び第3項において「派遣調整案」という。)を作成するものとする。

- 2 被災都道府県は、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、派遣調整案を作成するものとする。
 - (1) 被災地方公共団体における応援職員の派遣要請人数(業務又は職種、期間等を含む。)及び被害の状況
 - (2) 支援団体の対象となる都道府県又は市区町村の過去の災害における応援職員の派遣の実績
 - (3) 災害時相互応援協定等の締結状況
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、考慮を必要とする事項
- 3 被災都道府県は、確保調整本部に対し、第1項の規定により作成した派遣調整案を速やかに報告するものとする。
- 4 確保調整本部は、前項の規定による報告を踏まえ最終的に、被災都道府県内の地方公共団体による技術支援職員の派遣について、支援団体並びに当該支援団体ごとの派遣先市区町村及び派遣先市区町村別の派遣人数を決定するものとする。
- 5 確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、支援団体及び関係都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。
- 6 被災都道府県は、前項の規定により連絡を受けた場合には、当該被災都道府県内の被災市区町村に対し前項の決定事項を速やかに連絡するものとする。

(被災地域ブロック内の地方公共団体に対する技術支援職員の派遣についての協力の依頼)

第12条 被災都道府県は、当該被災都道府県内の地方公共団体による技術支援職員を含めた応援職員の派遣だけでは被災地方公共団体において完結して特定大規模災害に係る復旧・復興事業を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災地域ブロック幹事都道府県を通じて被災地域ブロック内の地方公共団体に対し、当該被災地方公共団体への技術支援職員の派遣について、必要な人数等を精査の上、協力を依頼するものとする。

- 2 前項の規定による協力の依頼は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出して行うものとする。
 - (1) 被災地方公共団体における応援職員の派遣要請人数(業務又は職種、期間等を含む。)
 - (2) 前号に掲げるもののほか、技術支援職員の派遣に関して必要な事項

(被災地域ブロック内の地方公共団体による技術支援職員の派遣に係る支援団体等の決定)

第13条 被災地域ブロック幹事都道府県は、前条第1項の規定により被災都道府県から被災地域ブロック内の地方公共団体に対して協力の依頼があった場合には、確保調整本部の意思決定に

際して、第7条の規定により共有された中長期派遣可能な技術職員数を基に、被災地域ブロック内の地方公共団体による技術支援職員の派遣について、支援団体並びに当該支援団体ごとの派遣先都道府県及び当該派遣先都道府県別の派遣人数（職種別の人数を含む。第4項において同じ。）の案（次項及び第3項において「派遣先都道府県別の派遣調整案」という。）を作成するものとする。

- 2 被災地域ブロック幹事都道府県は、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、派遣先都道府県別の派遣調整案を作成するものとする。
 - (1) 被災地方公共団体における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）及び被害の状況
 - (2) 支援団体の対象となる都道府県又は市区町村の過去の災害における応援職員の派遣の実績
 - (3) 災害時相互応援協定等の締結状況
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、考慮を必要とする事項
- 3 被災地域ブロック幹事都道府県は、確保調整本部に対し、第1項の規定により作成した派遣先都道府県別の派遣調整案を速やかに報告するものとする。
- 4 確保調整本部は、前項の規定による報告を踏まえ最終的に、被災地域ブロック内の地方公共団体による技術支援職員の派遣について、支援団体並びに当該支援団体ごとの派遣先都道府県及び当該派遣先都道府県別の派遣人数を決定するものとする。
- 5 確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、被災地域ブロック幹事都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。
- 6 被災地域ブロック幹事都道府県は、前項の規定により連絡を受けた場合には、支援団体及び被災都道府県に対し前項の決定事項を速やかに連絡するものとする。

（全国の地方公共団体に対する技術支援職員の派遣についての協力の依頼）

第14条 被災地域ブロック幹事都道府県は、当該被災地域ブロック内の地方公共団体による技術支援職員を含めた応援職員の派遣だけでは被災地方公共団体において完結して特定大規模災害に係る復旧・復興事業を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災都道府県と協議の上、確保調整本部に対し、全国の地方公共団体による技術支援職員の派遣の必要性について連絡するものとする。

- 2 前項の規定による連絡は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出して行うものとする。
 - (1) 被災地方公共団体における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）
 - (2) 前号に掲げるもののほか、技術支援職員の派遣に関して必要な事項

（全国の地方公共団体による技術支援職員の派遣に係る支援団体等の決定）

第15条 確保調整本部は、前条第1項の規定による連絡を受けた場合には、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、全国の地方公共団体による技術支援職員の派遣について、支援団体並びに当該支援団体ごとの派遣先都道府県及び当該派遣先都道府県別の派遣人数（職種別の人数を含む。）を決定するものとする。

- (1) 被災地方公共団体における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）及び被害の状況

- (2) 支援団体の対象となる都道府県又は市区町村の過去の災害における応援職員の派遣の実績
 - (3) 災害時相互応援協定等の締結状況
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、考慮を必要とする事項
- 2 確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、支援団体及び関係都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。

(被災地方公共団体ごとの支援団体等の決定)

第16条 被災都道府県は、第13条第6項又は前条第2項の規定により連絡を受けた場合には、確保調整本部の意思決定に際して、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、当該被災都道府県内の被災地方公共団体ごとの支援団体及び当該支援団体からの派遣人数（職種別の人数を含む。第3項において同じ。）の案（次項において「被災地方公共団体ごとの派遣調整案」という。）を作成するものとする。

- (1) 被災地方公共団体における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）及び被害の状況
 - (2) 支援団体の過去の災害における応援職員の派遣の実績
 - (3) 災害時相互応援協定等の締結状況
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、考慮を必要とする事項
- 2 被災都道府県は、確保調整本部及び被災地域ブロック幹事都道府県に対し、前項の規定により作成した被災地方公共団体ごとの派遣調整案を速やかに報告するものとする。
- 3 確保調整本部は、前項の規定による報告を踏まえ最終的に、被災地方公共団体ごとの支援団体及び当該支援団体からの派遣人数を決定するものとする。
- 4 確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、支援団体及び関係都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。
- 5 被災都道府県は、前項の規定により連絡を受けた場合には、当該被災都道府県内の被災市区町村に対し前項の決定事項を速やかに連絡するものとする。

(支援団体による技術支援職員の派遣)

第17条 支援団体は、第11条第5項及び前条第4項の規定により連絡を受けた場合には、支援対象となる被災地方公共団体と技術支援職員の派遣のための調整を行うものとする。

2 技術支援職員の派遣については、特定大規模災害が発生した日の属する年度の翌々年度末までの派遣を基本とする。ただし、技術支援職員が交代することを妨げない。

3 支援団体は、技術支援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。

(技術支援職員以外の応援職員の派遣に係る情報の共有)

第18条 次の各号に掲げる確保調整本部の構成団体は、システムに基づく技術支援職員の派遣とは別に行われる特定大規模災害に係る復旧・復興事業のための応援職員の派遣であって、当該各号に規定するものについて、必要な情報をとりまとめ、確保調整本部に対し報告するものとする。

- (1) 全国知事会 被災都道府県に対する全国の都道府県からの派遣
 - (2) 全国市長会及び総務省 被災市区町村（市区に限る。）に対する全国の地方公共団体からの派遣
 - (3) 全国町村会及び総務省 被災市区町村（町村に限る。）に対する全国の地方公共団体からの派遣
- 2 確保調整本部は、前項の規定による報告を受けた場合には、その内容を関係団体及び総務省で共有するものとする。

（被災地域ブロック幹事都道府県の役割）

- 第19条** 被災地域ブロック幹事都道府県は、自らが被災した等の場合には、本要綱における被災地域ブロック幹事都道府県の役割について、被災地域ブロック内の他の都道府県（以下「被災地域ブロック幹事代理都道府県」という。）に行わせることができるものとする。この場合において、被災地域ブロック幹事代理都道府県は、総務省、全国知事会及び被災地域ブロック内の都道府県に対しその旨を速やかに連絡するものとし、連絡を受けた総務省は、関係団体に対しその旨を連絡するものとする。
- 2 被災地域ブロック幹事都道府県は、本要綱における被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

第5章 その他

(技術支援職員の派遣に関する費用の負担)

第20条 システムに基づく技術支援職員の派遣に要した費用の負担については、法令の定めによるほか、技術支援職員を派遣した地方公共団体と被災市区町村又は被災市区町村を包括する被災都道府県とが協議して定めるものとする。

(平常時における連絡体制の整備)

第21条 総務省は、平常時に、システムに基づく技術支援職員の派遣に関する連絡調整を行うため、関係団体、都道府県（地域ブロック幹事都道府県の別を含む。）及び第6条第1項の規定による報告をした市区町村（以下「関係市区町村」という。）の担当部署の連絡先を記載した名簿を作成し、関係団体、都道府県及び関係市区町村と共有するものとする。

2 関係団体、都道府県及び関係市区町村は、前項に規定する名簿の連絡先に変更が生じた場合には、総務省に対し変更後の連絡先を速やかに連絡するものとする。

3 地域ブロック幹事都道府県は、平常時に、災害時相互応援協定等の締結状況について、当該地域ブロック内の都道府県及び関係市区町村に係る情報の整理及び定期的な更新を行い、地域ブロック内の都道府県及び関係市区町村と共有するものとする。さらに、総務省に対しても当該情報を提供するものとする。提供を受けた総務省は、当該情報を関係団体と共有するものとする。

(要綱の見直し)

第22条 総務省は、必要に応じて関係機関の意見を聴きつつ、適宜、本要綱について必要な見直しを行うものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、システムに関し必要な事項は、総務省が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別表)

地域ブロック	北海道東北 ブロック	関東 ブロック	中部 ブロック	近畿 ブロック	中国・四国 ブロック	九州 ブロック
都道府県	北海道、青森県、 岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、 福島県、新潟県	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県	富山県、石川県、 長野県、岐阜県、 静岡県、愛知県、 三重県	福井県、滋賀県、 京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、 和歌山県	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、 高知県	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県

(別記様式 1)

第〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

総務省自治行政局公務員部長 様

地方公共団体の長

復旧・復興技術支援職員確保システムに関する要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

中長期派遣可能な技術職員数 (令和〇年4月1日現在)		名
(内訳)	土木技師	名
	建築技師	名
	農業土木技師	名
	林業技師	名

連絡先	担当部署		担当者名	
	電話番号		FAX番号	
	E-mail			

(別記様式 2)

第〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

総務省自治行政局公務員部長 様

地方公共団体の長

復旧・復興技術支援職員確保システムに関する要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

		異動後	(異動前)
中長期派遣可能な技術職員数		名	名
(内訳)	土木技師	名	名
	建築技師	名	名
	農業土木技師	名	名
	林業技師	名	名

(異動の生じた年月日)

(異動の生じた理由)

連絡先	担当部署		担当者名	
	電話番号		F A X 番号	
	E-mail			